

# 居宅介護支援事業所

要介護者や認知症高齢者一人一人が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療、介護の役割分担と連携をより一層推進し、支援していきます。また、地域包括ケアシステムの基本的な考え方にに基づき、在宅生活を支援するためのサービスの充実が図れるようにしていくとともに、利用者本位の質の高い支援ができる事業所を目指していきます。制度改正で利用者が混乱しないよう十分な説明と柔軟な対応・支援を心がけていきます。

## 1. 在宅生活継続への支援

- (1) 要支援者及び要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた日常生活を営む事が出来るように配慮し、居宅介護サービス計画を作成し、その計画に基づく介護サービスが適性かつ円滑に提供されるようその進行を管理していきます。また、事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの連携を密に図り、要介護者が良質なサービスを総合的に受けられる様に支援していきます。
- (2) 予防給付: 利用者の生活機能の向上に対する意欲を引き出し、介護状態になることを予防します。また、地域支援事業での生活支援や介護予防サービスに適切に繋げることができる様に支援します。
- (3) 地域のニーズが要支援者等だけでなく、多様な人との関りが高齢者の支援にも有効で豊かな地域づくりに繋がっていく為、要支援者等以外の高齢者、障害者、児童がともに集える環境づくり、場所づくりに取り組んでいきます。また、高齢者がボランティアとして活躍するなどして、住民の自助による介護予防活動の場を増やす取り組みを行っていきます。

## 2. 介護支援専門員の資質向上

- (1) 個々の資質の向上の為、事業所における人材育成や業務管理を行い、地域包括ケアシステムを構築して行くためにも必要な情報の収集・発信・事業所・職員間の調整を行う事で地域の課題を把握し、地域に必要な社会資源の開発やネットワークの構築が出来る知識を身につけられるように努力していきます。
- (2) 介護保険制度の理解を深め、制度改正への迅速な対応を行います。そのため、行政機関との連携を図るとともに事業所内での情報共有を図ります。
- (3) 医療ニーズの高い利用者にも適切な支援ができるよう医療知識を習得するとともに、医療との連携強化が図れるようにしていきます。

## 3. 関係機関との連携、協働

- (1) 医療・介護の役割分担と連携の一層の推進、関係者間の円滑な情報共有とそれを踏まえた対応の推進に努めていきます。
- (2) 行政機関、地域包括支援センター、介護サービス事業所、関係者や地域住民との連携、協働し、包括的ケアシステム構築の一翼を担っていきます。

## 4. 苦情処理と対応

苦情処理体制については、利用者、家族が安心してサービスを受け入れられるよう、不満や苦情に対しては迅速かつ適切に対応していきます。

## 5. 高齢者虐待

高齢者虐待などの問題は早期発見、早期対応を心がけ、深刻化する前に対処していきます。また行政や地域住民との協力、連携体制を構築していきます。